

令和7年度岡山県呼吸器感染症予防週間実施要領

1 趣　　旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）では、国及び地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。

今般の呼吸器感染症は、日本のみならず全世界に及ぶ重大な課題である。呼吸器感染症全般についての適切な情報の公表や正しい知識の普及等を行い、社会全体で共通の課題に取り組む必要がある。そのため、これまで結核予防週間事業で培ってきた成果を生かすために、令和6年度から結核予防週間と同時期に「呼吸器感染症予防週間」を設定し、呼吸器疾患などの感染症について積極的な普及啓発活動を行い、呼吸器感染症全般に対する国内のみならず国際的な予防対策の一層の推進を図ることとする。

2 主　　催

岡山県、岡山市、倉敷市、岡山県教育委員会、岡山県市長会、岡山県町村会、
(公社) 岡山県医師会、岡山県愛育委員連合会、(公財) 岡山県健康づくり財団

3 後　　援

(一社) 岡山県病院協会、(公社) 岡山県看護協会、(公社) 岡山県診療放射線技師会、
(一社) 岡山県臨床検査技師会、(一社) 岡山県労働基準協会、岡山県栄養改善協議会、
岡山県環境衛生協会、岡山県学校保健会、岡山県小児保健協会、岡山労働局、
岡山県国民健康保険団体連合会、(一財) 岡山県社会保険協会、
(公財) 岡山県生活衛生営業指導センター、(公財) 岡山県老人クラブ連合会

4 実施期間

令和7年9月24日（水）～9月30日（火）

5 重点目標

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症や細菌性肺炎などの呼吸器感染症（以下、「呼吸器感染症」という。）に対する正しい理解を得るために、地域の団体組織などを通じて、より一層の普及啓発を図る。

なお、同じ時期に実施する「結核予防週間」と効果的に連携し、感染症全般のより一層の普及啓発を図る。

6 呼吸器感染症予防週間中の標語

『手洗いマスク 習慣づけて 防ごう呼吸器感染症』

7 実施行事等

(1) 啓発資材の配付

(公財) 結核予防会が作成するポスター・リーフレット等を関係機関に配布し、呼吸器感染症予防週間の周知を図る。

(2) 諸集会の開催

結核等予防活動を進める愛育委員、市町村職員等を対象に、この週間を契機として、研修会等を地域で実施するとともに、一般の人々の集まる機会をとらえて、リーフレット等を用いて啓発活動を行う。

(3) 児童・生徒への呼吸器感染症の知識の普及

県内の小中学校、高等学校において学校行事や学級指導等を通じて児童・生徒に対し呼吸器感染症の正しい知識の普及を行う。

(4) マスメディアによる普及啓発活動

ラジオや広報紙等を活用して、広く県民に対し呼吸器感染症予防週間の周知や呼吸器感染症の正しい知識の普及を行う。

8 週間に用いる資材

(1) 呼吸器感染症予防週間のポスター

(2) 呼吸器感染症予防のためのパンフレット 等